

令和3年松前町条例第2号

松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月29日

松前町長 岡本 靖

松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年松前町条例第14号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>4～6 省略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当等)</p> <p>第18条 第21条_____に定めるものを除くほか、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当、特殊勤務手当及び宿日直手当については、給与条例の規定によりこれらの手当の支給を受ける職員の例による。</p> <p>(給与の支給)</p> <p>第21条 給与（<u>通勤手当及び期末手当</u>を除く。次項において同</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>4～6 省略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当等)</p> <p>第18条 第21条<u>及び第22条</u>に定めるものを除くほか、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当、特殊勤務手当及び宿日直手当については、給与条例の規定によりこれらの手当の支給を受ける職員の例による。</p> <p>(給与の支給)</p> <p>第21条 給与（_____期末手当を除く。次項において同</p>

じ。)の計算期間は、月の初日から末日までとする。

2 給与は、毎月1回、次の各号に掲げる給与の区分に応じ、当該各号に定める月の町長が規則で定める日に  
支給する。

(1) 基本報酬の額が月額で定められているパートタイム会計年度任用職員の基本報酬及びフルタイム会計年度任用職員の給料  
当該給与の計算期間に係る月

(2) 前号に掲げる給与以外の給与 当該給与の計算期間に係る月の翌月

じ。)の計算期間は、月の初日から末日までとする。

2 給与は、毎月1回、その計算期間の翌月の  
規則で定める日に、当該計算期間に係る全額を支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当は、給与条例第9条第5項に規定する支給単位期間に係る最初の月の町長が規則で定める日に、当該支給単位期間に係る全額を支給する。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。